

令和元年 空家対策対応一件

NO	問い合わせ日	場所	問い合わせ内容	対応	結果
1	R1.7.3	樺本校区	★平成30年よりの継続案件。(H30年に建物の適正管理の依頼文を送付済) 空屋隣の住民より、空き家の瓦や雨樋などが倒れそう、また雑草やシロアリの被害を受けているので、所有者へ対処を依頼してほしいとの内容。	法務局で調査を行い、所有者が市内に在住することを確認したため、平成30年11月27日付けで「建物の適正管理依頼文」を送付し、所有者に対処を依頼した。	令和元年8月頃に該当家屋の取り壊しを確認。不動産業者により販売されている様子。
2	R1.6.25	前裁校区	町内の役員より、現在空家になっている家屋のブロック塀が道に倒壊する恐れがあるため、所有者へ対処を依頼してほしいとの内容。	現場確認の上、防災安全課にも情報提供を行い、税務課家屋係へ所有者の調査を実施。所有者の相続人が県外に在住している情報を得たため、「建物の適正管理依頼文」を送付した。また、今年度より市建築課で実施している「ブロック塀の取壊し補助」の説明をした。	令和元年7月中旬頃に所有者によりブロック塀の取壊し確認済。市への補助申請は無し。
3	R1.6.28	朝和校区	市内民間会社より隣接する空き家のブロック塀が倒壊しかけているため、所有者へ対処を依頼してほしいとの内容。	現場確認の上、税務課家屋係へ所有者の調査を実施。所有者が市内に在住していることを確認したため、「建物の適正管理依頼文」を送付した。	空き家所有者から会社へ直接電話があり、壁の原因は会社側にあるとの連絡を受けたためとのこと。民々の話し合いになるため対処終了。
4	R1.8.20	朝和校区	地元町内の役員より、現在空家になっている家屋の玄関戸が台風の影響で外れ道まで飛んでしまい、危険な状態のため、所有者へ対処を依頼してほしいとの内容。	現場確認の上、税務課家屋係への調査により所有者を實施。家屋所有者の相続人が県外の施設に入所していることを確認したため、「建物の適正管理依頼文」を送付。送付後、連絡がないため施設へ電話連絡をすると、本人は話のできる状態ではないとのことで相続人の娘から連絡を受ける。該当家屋の玄関戸については打ち付けなどの対処の了解を得る。	地元町内会役員へ連絡。町内会議で諮り早急に対処すること。11月22日、建築課で玄関戸の打ち付けを確認した。
5	R1.7	山の辺校区	★H29年よりの継続案件。(H30年建物の適正管理依頼文を送付済。) 今回も市議より総合政策課へ連絡。隣接の住民より家が倒壊しかけているため、所有者へ対処を依頼してほしいとの内容。	10月25日建物所有者の相続人と面談。土地の賃貸借契約の関係があるため総務課及び法務専門官同席。空き家所有者は資金が無く取り壊すことができないとのこと。他の相続人2名も県内に在住することを確認。	12月25日の空家対策協議会で特定空き家の認定をするかの内容を決定する。
6	R1.11.29	井戸堂校区	★H30年よりの継続案件。(H30年に空家に対する情報提供書を送付済。) 地元区長より、村の中に空き家となっている家屋があり倒壊の恐れがあるため、所有者へ対処を依頼してほしいとの内容。	県内に在住する所有者の相続人に対し、「建物の適正管理の依頼文」を送付した。	相続人より連絡があったため、状況を説明し、処分も含めた対処を依頼すると、検討すること。また、地元区長より所有者情報の提供依頼があることを伝えた承を得たため、総合政策課を通じ、区長へ連絡済。

7	H27～	柳本校区	<p>★H27年近隣住民より雑草や家屋の荒廃について苦情がある。 H30地元民生委員より同様の情報提供が寄せられる。</p>	<p>現場確認調査を実施した結果、H27年当時は2件の居住を確認。R1年12月の現場調査(近隣住民への聞き取り)で、東棟南端に1件と建物の南側離れに1件の居住を確認した。空き家の税務課課税台帳上の所有者調査を実施した結果、空き家の土地は27名義、53筆、家屋については9名義、15棟の家屋を把握した。土地家屋の所有者が多数に分かれており、建物の所有区分の特定が非常に困難な状況である。</p>	
---	------	------	--	--	--